平成 26 年４月 30 日

各　　位

会　社　名　　株式会社　スクロール
代表者名　　取締役社長　　堀田　　守
（コード番号　８００５　　東証１部）
問合せ先　　経営統括部経営企画課長　　山下政彦
（ＴＥＬ　０５３－４６４－１１１４）

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成26年４月30日開催の取締役会において、当社取締役に対するストック・オプションとしての報酬額および内容に関する議案を、平成26年５月30日開催予定の当社第73期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

１．ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役（社外取締役を除く）の報酬と当社業績および株価との連動性を高め、株価変動のベネフィットとリスクを株主の皆様と共有することにより、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とするものです。

２．取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年６月20日開催の第65期定時株主総会において「月額2,000万円以内」とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該取締役の報酬等の額とは別枠で、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬として年額5,000万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類及び数

① 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から１年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数は3,000個とする。

② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株

式の数（以下、「付与株式数」という。）は１個当たり 100 株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

(2) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じて得た金額とし、1 円未満の端数は切り捨てる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を

「処分株式数」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

③　当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日後２年を経過した日から当該決議の日後 10 年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

ただし、行使期間の最終日が当社の休日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①　新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時において、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(7) その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとする。

（ご参考）

なお、本定時株主総会終結の時以降、当社の執行役員に対しても上記のストック・オプションと同内容のストック・オプション（新株予約権）を取締役会決議により割り当てる予定です。

以上